

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日休むときは、その翌日)

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
解除予定の保安林

◇ 選管告示 森林法第八十九条の規定による告示
選挙会の開催場所及び日時

◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
本田 医院	米子市八幡七〇三の一	内科、小児科	本田 脩	昭和四十三年九月一日	乙表点数表

鳥取県告示第六百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十三年九月五日	鳥取医療生協 鹿野温泉病院	八頭郡鹿野町大字本市二四二	鳥取県勤労者医療生活協同組合

鳥取県告示第六百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字春谷字切石六五五の二、六五六の二（以上二筆国有林）、六五六の内一、字船谷平八〇〇の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、八〇〇の三（国有林）

二 保安林として指定された目的

林原皮膚科泌尿器科医院	四丁目三六〇	皮膚科、泌尿器科、外科	林原 祐治	十六日	齒科点数表
岡齒科医院多里診療所	日野郡日南町の二萩原一五一五	齒科	岡 行男	〃	〃

水源のかん養
解除の理由

砂防施設敷地とするため
(「一次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に

保安林の所在場所

分明である最後の森林所有者

郡	町	大字	字	地番	住 所	氏 名	
八頭	郡家	明辺	北谷	六一五の一	八頭郡郡家町大字明辺	森田 栄治	
"	"	"	"	六一五の二〇			
"	"	"	"	六一二の六			前田 竹太郎
"	"	"	"	六七四の七			
"	"	"	"	七三一の一五			
"	"	"	"	六一八の三			
"	"	"	"	六九五の七			山本 伝六
"	"	"	"	六九五の二			
"	"	"	"	六七四の二二			森田 保治
"	"	"	"	七〇五			中尾 亀雄
"	"	"	"	七一五の三			
"	"	"	"	七二三の九			前田 勇吉
"	"	"	"	七二三の八			
"	"	"	"	七一九			

基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を郡家町役場に掲示したから同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和43年11月12日 午前8時30分から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市糺町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

甲種危険物取扱主任者試験

乙種危険物取扱主任者試験

3 受験資格

消防法第13条の3第3項又は第4項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和43年10月4日から10月18日まで(郵送による場合は、10月18日

までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札形のもの

で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第

4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつ

ては受験願書提出の際免状の写しを添付するとともに免状を提示す

ること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

甲種危険物取扱主任者試験を受けるものについては800円、乙種危険物取扱主任者試験を受けるものについては500円とする。

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課